委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月18日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○ 知事 ● 市区町村長等		
2. 都道府県名	和歌山県		
3. 市区町村名	有田川町		
4. 届出番号	6		
5. 独自利用事務の事例番号	54-1		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.aridagawa.lg.jp/chosei/gyosei/18497.html		

執行機関名 有田川町長

地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	有田川町営きび住宅条例(平成18年条例第191号)による住宅の管理に関する事務であって規則に定めるもの
②番号法別表第1の項	35	
③番号法別表第2の項	54	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		有田川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第6 の項 有田川町営きび住宅条例(平成18年条例第191号)による住宅の管理に関する事 務であって規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第1条	有田川町営きび住宅条例(平成18年条例第191号)第1条及び第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを <u>住宅に困窮する低額所得者に対して</u> 低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)及び小集落地区改良事業により建設した有田川町営きび住宅(以下「町営きび住宅」という。)の管理について、法第29条において準用する公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)に基づき必要な事項を定めるものとする。第2条 町営きび住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。 (1) 有田川町に住所を有し、かつ、住宅に困窮すると認められる者
⑦独自利用事務の関連規範		有田川町営きび住宅条例(平成18年条例第191号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

備考

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 28 条 項 1 号	有田川町営きび住宅条例 第9条第1項		
②事務の内容	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の <u>敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務</u>	有田川町営きび住宅条例による町営単独住宅の入居の申込みに係 <u>る敷金の減免</u> の申請に係る事実についての審査に関する事務		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 28 条 項 1 号 二	有田川町営きび住宅条例 第2条		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報		